

ねんきんコーナー

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。

◆**免除期間** 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産された方を含みます）。

◆**対象者** 「国民年金第1号被保険者」で平成31年2月1日以降に産まれた方、出産する予定の方

◆**届出時期** 出産予定日の6カ月前から提出可能です。

◆**届出先** 本庁 住民課 住基戸籍係 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

◆手続きに必要なもの

1. 申出書

日本年金機構のホームページでダウンロードできます。年金事務所、役場窓口にも備えています。

2. 母子健康手帳など

（出産前に届出をする場合）母子健康手帳

（出産後に届出をする場合）出産日は役場で確認できるため原則不要です。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明など出産日および親子関係を明らかにする書類

3. 個人番号（マイナンバー）により届出を行う場合

届出本人が窓口で届出書を提出する場合は、個人番号カード（マイナンバーカード）をご提示ください。

お持ちでない場合は、下記の①および②を提示してください。

なお、郵送で直接年金事務所に届出を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

①マイナンバーが確認できる書類（通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し）

②身元（実存）確認書（運転免許証、パスポート、在留カードなど）

11月30日（いいみらい）は「年金の日」です

厚生労働省では、『国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日』として、平成26年度から毎年11月30日（いいみらい）を「年金の日」としました。

こうした「年金の日」の趣旨について、賛同いただいた各団体などと協働した取組により、

- 「ねんきんネット」などを利用して年金記録や年金受給見込額を確認していただき
- 高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らしていただくこと を呼びかけています。

ご自身の年金記録や見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

＜「年金の日」の取組など＞

◆**民間および市区町村と協働した取組** 「年金の日」の賛同団体やその会員など（金融機関、生命保険会社など）や市区町村で、ポスターやリーフレットを活用した「年金の日」や「ねんきんネット」の周知などを実施します。

◆**日本年金機構における取組** 日本年金機構において、ホームページやX（旧Twitter）などを活用した年金制度の周知・広報やオンラインによる年金セミナーなどを実施します。

詳細は、日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）をご覧ください。 https://www.nenkin.go.jp/n_net/

※日本年金機構では、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を展開しています。

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701
日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616